

平成 25 年度地方独立行政法人桑名市総合医療センター
における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、方針を策定する。

2 用語

この調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 実施機関

この調達方針の適用範囲は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター(桑名西医療センター、桑名南医療センター、桑名東医療センター)とする。

4 対象施設

- i) 障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する施設等)
- ii) 障がい者雇用促進企業(障がい者の雇用促進に積極的に取り組む企業として、三重県に登録された事業所)

5 対象物品等及びその目標

平成 25 年度の対象物品・役務の目標は次の通りとする。

なお、下記に記載のないものであっても、調達可能な物品・役務であれば対象とする。

種別	調達目標等	調達目標額
物品・役務	事務用品、イベント等での啓発物品、軽食等 印刷、清掃・除草、その他のサービス等	5 万円

6 調達の実施及び推進方法

- i) 予算の適正な執行に配慮しつつ、上記4 対象施設の特性に配慮した納期設定をするなど計画的な調達に努める。
- ii) 上記5の対象物品・役務の目標、その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資する情報については、当法人ホームページに掲載する等の方法により、障害者就労施設等に情報を提供する。

7 調達実績の公表等

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の調達実績は、年度終了後に当法人ホームページ等により公表する。